

日本レクリエーション学会会則

＜第1章 総 則＞

第1条 本会を日本レクリエーション学会、
(英語名 Japan Society of Leisure and Recreation Studies)
という。

第2条 本会の目的は、レクリエーションに
関する調査研究を促進し、レクリエーション
の発展に寄与する。

第3条 本会の事務局は、東海大学体育学部
社会体育学科レクリエーション研究室内に置
く。

＜第2章 事 業＞

第4条 本会は第2条の目的を達成するため、
次の事業を行なう。

1. 学会大会の開催
2. 研究会、講演会等の開催
3. 機関誌の発行ならびにその他の情報活動
4. 研究の助成
5. 内外の諸団体との連絡と情報の交換
6. 会員相互の親睦
7. その他本会の目的に資する事業

第5条 学会大会は、毎年1回以上開催し、
研究成果を発表する。

＜第3章 会 員＞

第6条 本会は正会員の他、学生会員、特別
会員、賛助会員、および名誉会員を置くこと
ができる。

1. 正会員は第2条の目的に賛同し、正会員
の推薦および、理事会の承認を経て、規定
の入会金および会費を納入した者とする。
2. 学生会員は、大学生(大学院を除く)、
およびそれに準ずる者とする。

3. 特別会員は、本会の目的に賛同する外地
在住者とする。

4. 賛助会員は、本会の事業に財政的援助を
なした者で、理事会の承認を得た者とする。

5. 名誉会員は、本会に特別に貢献のあつた
者で、理事会の推薦を経て総会で承認され
た者とする。

第7条 会員は、本会の編集刊行する機関誌
(紙)等の配布を受け、本会の営む事業に参
加することができる。

第8条 会員にして会費の納入を怠った者お
よび会の名誉を棄損した者は、理事会の議を
経て会員としての資格を停止されることがあ
る。

＜第4章 役 員＞

第9条 本会を運営するために、総会におい
て正会員の中から次の役員を選ぶ。

会長1名、副会長若干名、理事長1名、理
事若干名、監事2名

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総括
する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある
時、これを代行する。

理事長は、理事会を総括し、理事は会務を執
行する。

監事は、事務局と理事会の運営を監査する。

第11条 役員は任期は2年とし、再任を妨げ
ない。

第12条 本会に名誉会長を置くことができる。

＜第5章 会 議＞

第13条 本会の会議は、総会および理事会と
する。

第14条 通常総会は、毎年1回開催し役員を選出および本会の運営に関する重要事項を審議決定する。

総会は、会長が招集し、当日の出席正会員をもって構成する。

議事の運営に関しては別にこれを定める。

第15条 理事会が必要と認めた場合、もしくは正会員の1/3以上の開催請求があった場合、臨時総会を開くことができる。

第16条 理事会は理事長が招集し、幹事若干名および事務局員を選出し、会務を処理する。

<第6章 支部および専門分科会>

第17条 本会の事業を推進するために、支部ならびに専門分科会を置くことができる。

支部ならびに専門分科会についての規則は別に定める。

<第7章 会 計>

第18条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもって支弁する。

第19条 会員の会費は次の通りとする。

1. 入会金 1,000円(3米ドル)
2. 正会員 年額 3,000円
3. 学生会員 " 1,000円
4. 特別会員 " 10米ドル
5. 賛助会員 " 20,000円以上

第20条 本会の会計年度は毎年4月に始まり、翌年3月に終る。

付 則

1. 本会の会則は、総会において出席正会員の2/3以上を得た議決により変更することができる。
2. 本会則は、昭和46年3月21日より施行する。
3. 本会則は、昭和51年5月1日に一部改訂する。